

○農林水産省告示第二百四十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項の規定に基づき、昭和五十年七月五日農林省告示第六百九十三号(植物防疫法施行規則別表一の二の項のフィリピン共和国から発送されるマニラスパー種のマンゴウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、昭和六十一年二月二十一日から施行する。

昭和六十一年二月十八日

農林水産大臣 羽田 孜

四を次のように改める。

四 生産地における消毒

次のいずれかの方法による消毒が行われたものであること。

(一) 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十六・〇度とし、その温度以上で十分間消毒すること。

(二) くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり十六グラムのエチレンダイブロマイドを使用して、二十六度以上の温度で二時間くん蒸すること。この場合、生果実は、未包装のままでくん蒸を行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十パーセントを超えないこと。